

## 原子力規制庁の主な対応（3月6日以降）

（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成25年4月10日  
柏崎刈羽原子力規制事務所

### 【3月27日】

- ・原子力規制委員会は、原子力規制委員、原子力規制庁職員、外部有識者、原子力安全基盤機構、日本原子力研究開発機構職員からなる「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」を設置して検討を進めることになりました。第1回会合を4月中目処に開催して、追加分析等の進捗状況を踏まえつつ、当面の間は月1回程度を目安として継続的に開催します。 (P. 9)
- ・原子力規制庁は、原子力規制委員会に対して、3月18日に発生した福島第一原子力発電所における停電による設備の停止について、調査状況、原子力規制庁の対応等について報告しました。 (P. 13)

### 【4月3日】

- ・原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所について、昨年11月7日、原子炉等規制法第64条の2の規定に基づき、特定原子力施設として指定して、現在、当該特定原子力施設に関する保安又は核物質防護のための措置を実施するための計画（実施計画）が災害の防止上十分な内容になっているか審査を進めています。本年3月8日に福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（1F政令）が施行されました。1F政令に基づき実施計画の認可後において適用される原子炉等規制法の規定のうち、「記録（第34条）」、「保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置（第35条）」、「主務大臣等への報告（第62条の3）」の適用にあたっては、通常の原子炉施設とは異なる特別な状況を考慮した委員会規則及び委員会告示を定めることとされており、パブリックコメントを経て、原子力規制委員会決定されました。 (P. 19)

### 【4月7日】

- ・原子力規制庁は、福島第一原子力発電所における地下貯水槽からの漏えいについて、汚染水移送やモニタリングの状況等について情報収集を行うとともに、東京電力に対する以下の対応の要請等を行いました。
  - －漏えいに対する監視強化のためのモニタリング計画を作成し、移送先の貯水槽も含め監視強化すること。
  - －上記モニタリングに基づき、海への流出の有無を含め、漏水の拡散範囲の評価を行うこと。
  - －漏えいが発生した他の地下貯水槽からの汚染水の移送能力を増強し、速やかに実施すること。(P. 25)

（以上）



## 東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会について (案)

平成25年3月27日  
原子力規制委員会

### 1. 基本的な考え方

- 東電福島第一事故の継続的な事故分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、長期に亘る原子炉内の調査等も踏まえつつ、技術的な側面から継続し、必要な知見を安全規制に取り入れていくことが重要。
- これまでに国会、政府等において事故調査報告書がまとめられ、基本的な事象進展等について整理されているところ。一方で、現地調査が困難である等の制約要因により、引き続き確認すべき技術的な論点も残されている。
- さらに、原子炉等の設備・機器が事故及びその後の対応によって受けた影響分析についても、今後の安全確保の観点から重要な課題である。
- そのため、これらの点も含め技術的に解明すべき論点について分析する体制を構築し、中長期に亘って継続的に検討を実施する。

### 2. 検討の進め方

- 原子力規制委員、原子力規制庁職員、外部有識者、原子力安全基盤機構、日本原子力研究開発機構職員からなる検討会を設置し、必要に応じて東京電力による調査結果等も報告させつつ、個別論点単位で検討を行う。
- 現場調査については、放射線量等の制約条件も踏まえつつ、有効な調査方法を十分に検討した上で、条件が整った段階で必要な調査を行う。
- 検討会の成果については個別論点単位でレポートに整理し、順次公表する。

### **3. 主な論点例**

○国会、政府事故調において引き続き検証等が必要とされている事項

- ・地震動による安全上重要な設備等への影響
  - 小規模な冷却材喪失事象の発生の可能性及びその影響
  - 一部の非常用交流電源が津波以外の要因によって喪失した可能性 等
- ・事象進展に関連する論点
  - 1号機非常用復水器(IC)の作動状況(弁動作等)、出水元の特定
  - 1号機の逃し安全弁(SR弁)の作動状況
  - 3号機使用済燃料プールにおける再臨界の可能性
  - 4号機原子炉建屋の水素爆発における水素発生源 等

○事故及びその後の対応によって受けた影響分析が必要と考えられる事項

- ・格納容器の破損箇所の特定
- ・格納容器の劣化等に係る分析(海水影響、高温高圧による影響)
- ・溶融落下したデブリの状況確認 等

○その他技術的に分析等が必要と考えられる事項

- ・放射性物質の漏えい経路及び放出量評価
- ・圧力抑制室における温度成層化の可能性 等

※なお、迅速な措置が求められる廃炉作業が、個別論点に関する機器等に影響を及ぼし得る場合には、作業内容の事前聴取や必要な記録の作成等、事故分析に影響がないようにすることが重要。

### **4. 検討スケジュール**

○4月中を目処に第1回会合を開催。その後は、追加分析等の進捗状況を踏まえつつ、当面の間は月1回程度を目安として継続的に開催する。

## 「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」メンバー案

### 担当委員

更田 豊志 原子力規制委員会委員

### 外部専門家

橋高 義典 首都大学東京大学院 教授

久木田 豊 名古屋大学 名誉教授

高木 郁二 京都大学大学院 教授

高田 毅士 東京大学大学院 教授

奈良林 直 北海道大学大学院 教授

### 原子力規制庁

安井 正也 緊急事態対策監

山本 哲也 審議官

大村 哲臣 安全規制管理官(BWR 担当) 他

### (独)原子力安全基盤機構

平野 雅司 総括参事

阿部 清治 技術参与

小林 正英 品質管理推進室長 他

### (独)日本原子力研究開発機構 安全研究センター

与能本 泰介 研究主席

丸山 結 リスク評価・防災研究グループ グループリーダー 他

※オブザーバーとして適宜、東京電力、資源エネルギー庁からも出席を求める。

※必要に応じて、適宜メンバーの追加等を行う。



## 東京電力福島第一原子力発電所における 停電による設備の停止について

平成25年3月27日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 事象の概要

- 3月18日19時頃、福島第一原子力発電所の電源設備の一部において停電が発生。これに伴い、以下の設備が停止。
  - ・使用済燃料プール代替冷却システム（1, 3, 4号機）
  - ・使用済燃料共用プール冷却システム
  - ・3号機の格納容器ガス管理システムの一部
  - ・セシウム吸着装置（キュリオン）
  - ・窒素ガス供給装置の一部
- 一方で、原子炉への注水は継続し原子炉の冷却は維持された。また、モニタリングポストにも有意な変動はなかった。
- その後、復旧作業を行い、3月20日0時12分までに停止した設備が全て復旧（別紙1）。
- 冷却が停止していた使用済燃料プールの温度は、2～6度くらい上昇が確認されたものの、保安規定上の管理値（65度）を超えるものではなかった。

日付	1号機	3号機	4号機	共用
停電前（18日16時）	16.0°C	13.7°C	25.0°C	25.2°C
復旧時（19, 20日）	17.0°C	17.0°C	30.0°C	31.8°C
21日16時	17.0°C	16.0°C	29.0°C	22.7°C

### 2. 原因調査の状況（別紙2）

- 20日12時頃に、共用プール冷却浄化系、3号機及び4号機使用済燃料プール代替冷却システムに電気を供給していた配電盤（仮設3／4号M／C（A））内にこげ痕のほか、電導部分に短絡痕を確認。

- また、こげ痕が認められた場所の真下の床面に小動物の死骸（電撃痕有り）を確認。
- このことから、東京電力では、小動物が電導部分に接近したことによりアークが発生し短絡に至ったことが停電の原因と判断。

### 3. 原子力規制庁の対応について

- 原子力規制委員会では、事業者からの連絡を受け、原子力規制庁職員が原子力規制委員長に直ちに連絡し、その指示を仰ぎながら対応した。具体的には、現地原子力規制事務所からも適宜報告を受けつつ、事業者の対応状況を注視するとともに、原子炉の冷却状況、モニタリングポストの値及び使用済燃料プールの温度が制限値を超えないことなどを監視し、安全上異常のないことを確認した。
- 現地原子力規制事務所では、初日（3月18日）、停電の影響及び事業者の対応状況の把握に努めた。2日目は、現場（給電が停止した3つの配電盤やその周辺ケーブルの状況）を確認するとともに、作業手順等を事業者から事前確認し、最後の共用プール冷却設備が復旧するまで、作業の進捗状況について適宜確認した。

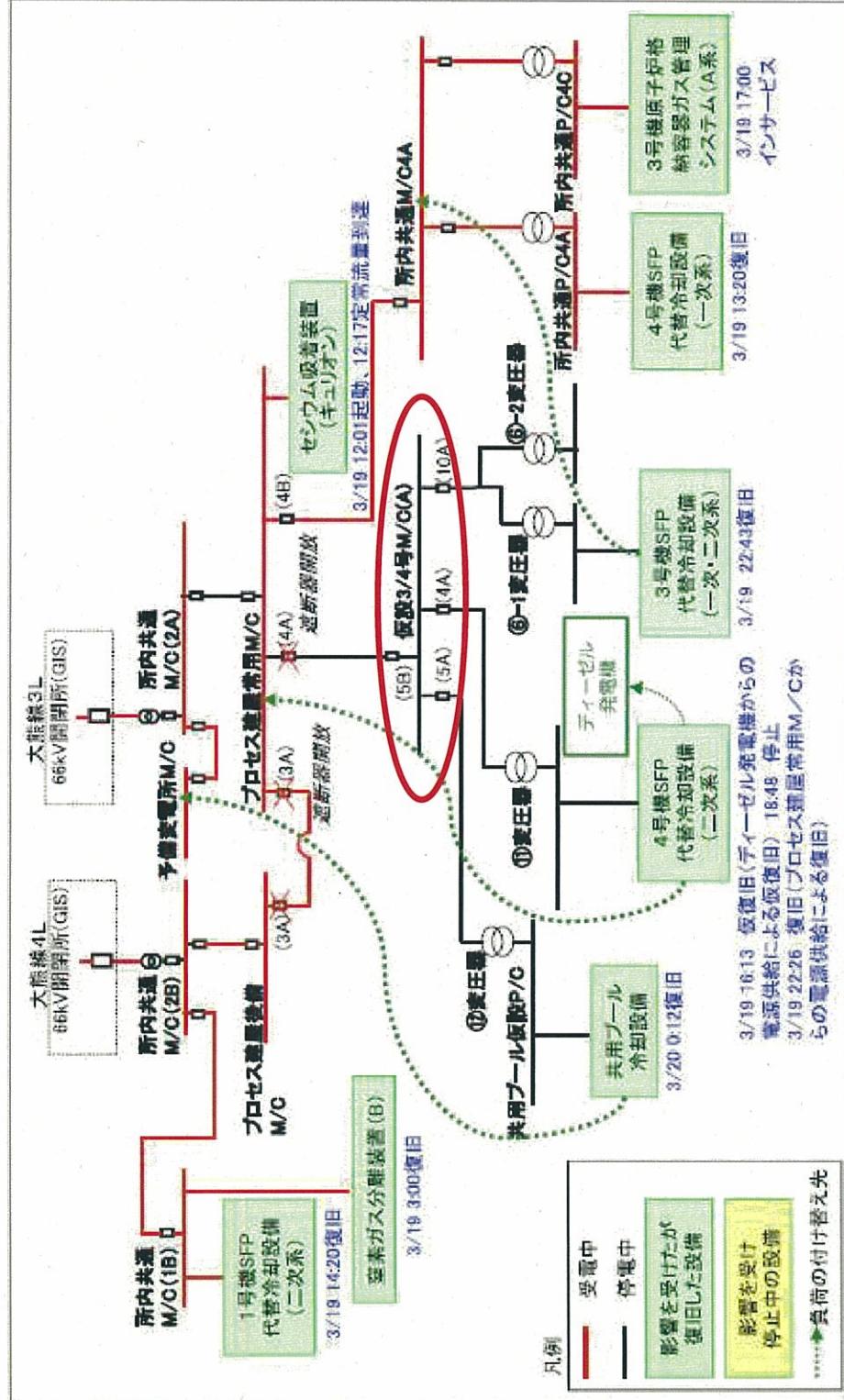
### 4. 今後の対応について

- 今回の停電が発生した原因については、小動物が配電盤に接触したことで配電盤が損傷し、停電が起きた可能性があると、東京電力から報告を得ているところ（詳細については、現在調査中）。今回の停電に関し、原因調査とこれを踏まえた対策の策定を東京電力に実施させるとともに、原子力規制委員会としても内容を厳格に確認する。

- 特に、これまで「施設運営計画」などで取り組んできた電源設備の多重化や屋外の仮設電源盤を建屋内に設置し恒設化するなどの信頼性向上のための取組については、今回取組が完了した3・4号機の使用済燃料プール冷却系電源と同様、仮設設備で確保した共用プールの冷却系電源についても多重化・恒設化を可能な限り早期に実施するよう東京電力を指導する。

- その際、格納容器内冷却・窒素封入設備や今回停止した使用済燃料プール冷却設備などの核燃料冷却の安定的な継続に必要な設備については、安全上十分な余裕を確保しつつ、早期に復旧するための方策を求める。具体的には、各機器の運転状況の確認や復旧方策の検討・実施に過大な時間を費やしたこと踏まえ、それぞれに関し、設備的な対応（運転状況の監視システムの強化、予備品の強化など）や緊急時対応手順の見直しを求ることとする。
- 今回の停電発生後の対応で、東京電力は事態発生から対外公表までに3時間程度を要した。また、復旧の見込みを示さない中で各種設備の停止状態が長時間続き、更に停止した設備が全て復旧するまでに約30時間程度を要した。このように事故発生後の対応が迅速かつ適切に行われなかつたことにより、地元自治体や住民の方々に大きな不安を与えたことは誠に遺憾。
- 今後、このような事故が発生した場合には、常に住民の方々の目線に立って、事故の状況や復旧見込みなどを速やかに公表し、心配をかけることのないよう、東京電力に厳しく求めていく。
- また、原子力規制庁としても、東京電力福島第一原子力発電所に限らず原子力施設で事故・トラブルが発生した場合には、適切に情報発信するよう努める。
- 以上の対応については、特定原子力施設に係る実施計画を審査中の「特定原子力施設監視・評価検討会」においても審議する予定（次回3月29日）。

## 停電による影響を受けた設備の電源構成図



東京電力ホームページより抜粋

(別紙 2)

配電盤内（仮設 3／4 号 M／C（A））のこげ痕の状況



(当該配電盤の外観：カバーが掛けられている。)



(盤内部の端子及び天井部にこげ痕を確認)



(こげ痕の真下の床面に小動物の死骸を確認)



## 東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設に係る原子力規制委員会規則及び原子力規制委員会告示の制定等について

平成 25 年 4 月 3 日  
原子力規制庁

### I. 経緯

1. 原子力規制委員会は、炉心損傷等の原子力事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所について、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要であることから、昨年 11 月 7 日、原子炉等規制法第 64 条の 2 の規定に基づき、特定原子力施設として指定した。
2. 当該特定原子力施設に関する保安又は核物質防護のための措置を実施するための計画（以下、「実施計画」）は、昨年 12 月 7 日に、東京電力から提出され、現在、当該計画が災害の防止上十分な内容になっているか審査を進めている。
3. 原子炉等規制法第 64 条の 4 において、実施計画により保安等の措置の適正な実施が確保される場合には、政令により原子炉等規制法の一部のみを適用することができるとされており、本年 3 月 8 日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「1F 政令」という。）が施行された。
4. 1F 政令に基づき実施計画の認可後において適用される原子炉等規制法の規定のうち、「記録（第 34 条）」、「保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置（第 35 条）」、「主務大臣等への報告（第 62 条の 3）」の適用にあたっては、実用炉規則に定める措置を見直し、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の通常の原子炉施設とは異なる特別な状況を考慮した委員会規則及び委員会告示を定めることから、行政手続法に基づきパブリックコメントの募集を実施した。
5. パブリックコメントも踏まえ、委員会規則及び委員会告示を別紙 1 及び別紙 2 のとおり制定することとした。
6. また、5. の委員会規則第 18 条に定める事故故障等の報告について、適切な判断に資するための目安及び運用上の留意点等を示す運用内規を定めることとする（別紙 3 参照）。

### II. 委員会規則について（規則案は別紙 1 参照）

(略)

#### 1. 規則の名称

「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する規則（仮称）」

としていた規則の名称は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」とする。

(理由：本規則に基づく告示の名称を変更することに伴う修正。)

## 2. 規則案について

別紙1（原案のまま）のとおり制定する。

なお、提出されたパブリックコメントに対する考え方は添付資料1のとおり。

以下に規則案の概要を示す。

(1) 「記録（第34条）」、「保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置（第35条）」、「主務大臣等への報告（第62条の3）」の適用にあたり、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第7条から第15条の2及び第19条の17に定める措置について東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設が特別の状況にあることを踏まえた見直した措置を定める。

- ① 「記録」については、原子炉注水設備、窒素封入設備など事故後に新たに設置した設備に係る点検記録を追加するとともに、通常の原子炉運転に係る記録を必要に応じて削除。
- ② 「保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置」については、
  - 管理区域については、放射線被ばく線量の管理が必要な箇所が敷地内広範囲にわたっているので、区域への入退域管理に関し、実施計画で認可した措置を講じる。
  - 施設の巡視及び点検については、原則として毎日1回以上とするが、巡視及び点検を行う者の放射線被ばく線量を考慮したものとする。
  - 施設の保守管理については、実施計画に記載された性能が維持されるように定める。
  - 核物質防護のための措置については、事故後の状況を踏まえて、防護対象設備を整理する。
  - なお、初期消火活動の体制整備、事業所内の核燃料物質の運搬・貯蔵など、従前通り、実用炉規則の規定に従って措置を講ずるものについては、本委員会規則案の対象としない。
- ③ 「主務大臣等への報告」については、管理対象区域内における液体状の核燃料物質等の漏えいは原則報告対象とする。ただし、堰など拡大防止のための設備の内にとどまり、その程度が軽微な場合は、報告対象外とする。

(2) 実施計画遵守状況検査（法第64条の3第7項）の実施等に必要な事項を定める。

- ① 施設に係る部分の検査については、従前の使用前検査、溶接検査、施

設定期検査に準じた手続きにより実施。施設定期検査は1年以内ごとに1回行う。放射線による被ばく防止の観点からやむを得ない場合や完成品の検査の場合は、同等の実施可能な検査に代える。

- ② 保安の措置に係る部分の検査については、従前の保安検査に準じた検査を原則毎年4回行う。
- ③ 特定核燃料物質防護の措置に係る部分の検査については、従前の検査に準じた検査を毎年1回行う。
- ④ 検査を行う職員の身分を示す証明書等については、従前の検査等における措置と同様に措置する。

### III. 委員会告示について（告示案は別紙2参照）

（附）

#### 1. 告示の名称

「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する必要な事項を定める告示（仮称）」としていた告示の名称は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する必要な事項を定める告示」とする。

（理由：本告示案に対する意見募集の結果を踏まえ、告示に定める内容をより適切に表す名称とするため。）

#### 2. 告示案について

別紙2（原案のまま）のとおり制定する。

なお、提出されたパブリックコメントに対する考え方は添付資料2のとおり。

以下に告示案の概要を示す。

##### （1）「記録」について、

- 次の放射線管理記録に関する事項について、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）等と同じ内容を定める。
  - ・ 放射線遮へい物の側壁における線量当量率の記録、放射線業務従事者の1年間及び3月間の線量の記録
  - ・ 1年間の放射線被ばく線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の線量及び当該業務に就く放射線業務従事者の被ばく履歴に関する記録
  - ・ 外部放射線に係る線量等の算定方法
  - ・ 放射線業務従事者の放射線被ばく管理に係る記録の引き渡し機関
- 電磁的方法による記録の保存について、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」と同じ内容を定める。

(2) 「保安のために講すべき措置」について、

- 管理区域内の床、壁その他の人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度に、線量告示と同じ基準を用いる。
- 放射線業務従事者に係る線量限度及び放射性物質の濃度限度に、線量告示と同じ基準を用いる。
- 気体放射性廃棄物を排出する際の周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度に、線量告示と同じ基準を用いる。
- 液体放射性廃棄物を排出する際の排水中の放射性物質の濃度限度に、線量告示が液体放射性廃棄物の排出に対して定めている周辺監視区域の外側の境界の水中の濃度限度を用いる。
- 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を行う安全上で重要な機器及び構造物（5、6号炉に係るものに限る）に、「安全上重要な機器等を定める告示」における沸騰水型原子炉に係る機器及び構造物を定める。
- 原子炉施設の運転責任者に係る基準及び原子炉施設の運転責任者を選任するための方法、実施体制等について原子力規制委員会の確認を受けるための手続きに、「運転責任者に係る基準等に関する規程」と基本的に同じ内容を定める。なお、運転責任者に対して求める知識のうち、保安規定に関する知識については、実施計画の保安のための措置に係る部分に関する知識を求めるものとする。

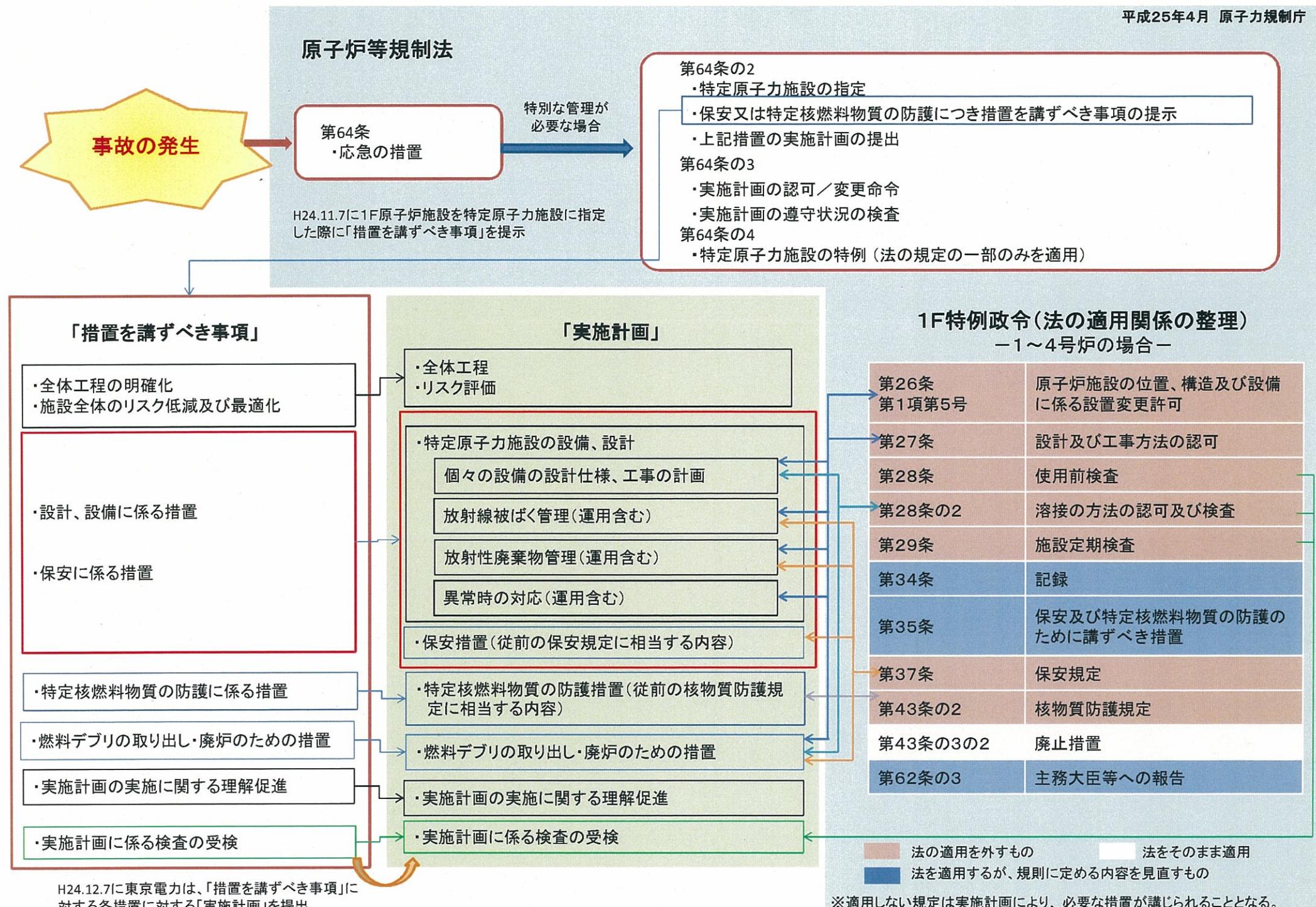
(3) 「実施計画遵守状況検査」について、保安のための措置に係る部分及び特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分の検査を実施する原子力規制委員会の職員の権限に、それぞれ原子力保安検査官や核物質防護検査官と同様の権限を定める。

#### **IV. 今後のスケジュール**

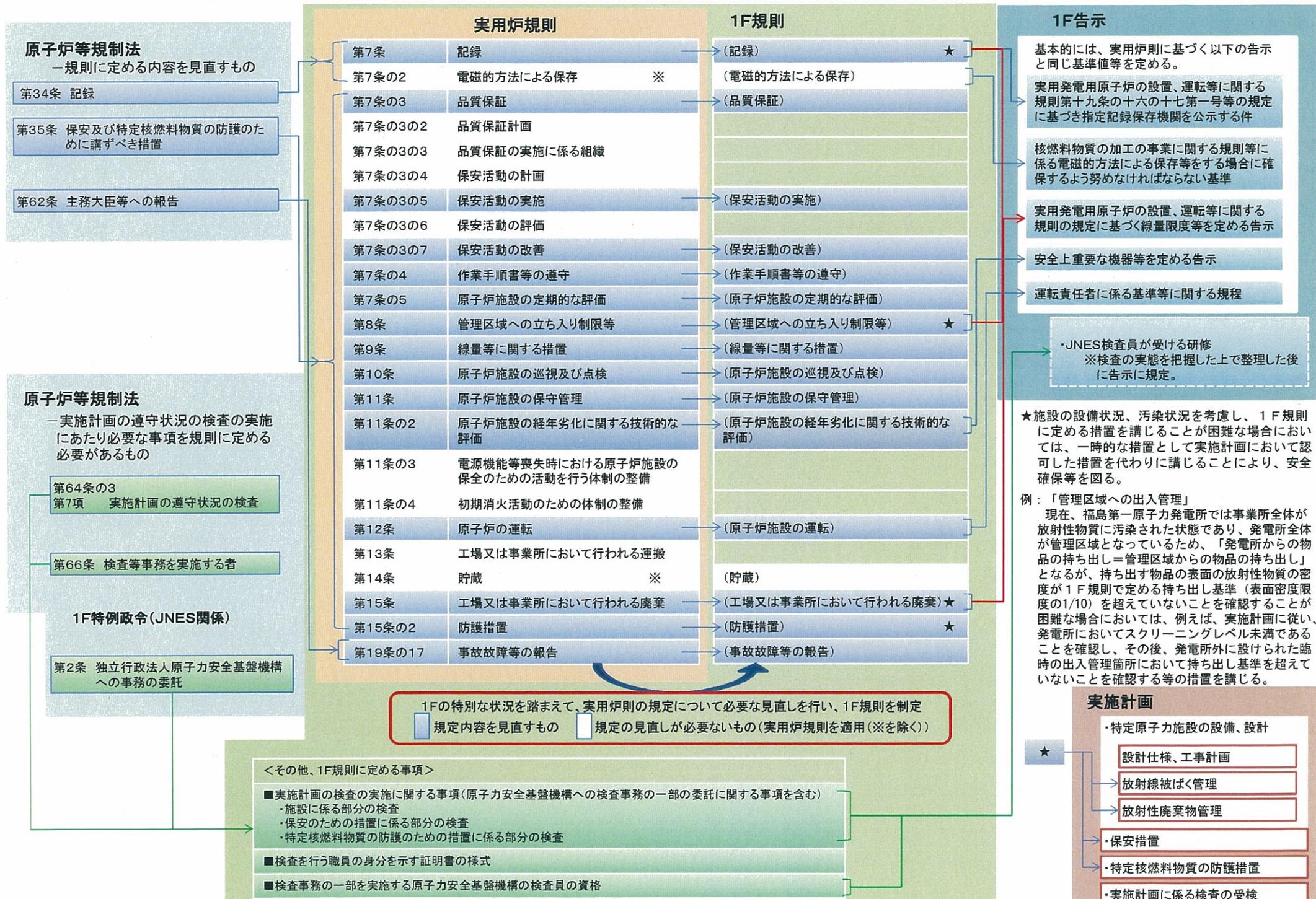
委員会決定 4月3日

公布・施行 4月12日（予定）

以上



# 現在整備中の1Fに係る原子炉等規制法体系と実施計画との関係について－規則と告示・実施計画の関係－



## 東京電力福島第一原子力発電所における 地下貯水槽からの漏えいについて

平成 25 年 4 月 7 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 概要

#### (1) 地下貯水槽 (No. 2) からの漏えい

○ 4 月 3 日、定期分析において地下貯水槽※ (No. 2) の外側のドレン水を分析したところ、 $2.1 \times 10^1$  ベクレル/ $\text{cm}^3$  の放射能濃度を検出。

※建屋内の滞留水を処理した後の汚染水（ベータ核種を含む）を貯留するために地面を掘り込み、3重のシートを敷いた構造の貯水槽（貯水槽の位置や構造については別紙参照）。

○ 4 月 4 日に再度分析したところ、 $3.5 \times 10^1$  ベクレル/ $\text{cm}^3$  と同程度の放射能濃度を検出。

○ 翌 4 月 5 日、最外周シートの内側の水を分析したところ、 $5.8 \times 10^3$  ベクレル/ $\text{cm}^3$  の放射能濃度を検出。このため、東京電力では当該地下貯水槽において漏水の可能性があると判断。

○ 地下貯水槽からの漏えい量は、同貯水槽の水位低下の度合い（満水時から 0.7% 水位が低下）から最大で約  $120\text{m}^3$  と推定。

○ 地下貯水槽は海から約 800 メートル程度離れていること、漏えいした汚染水は土に染み込んでいると考えられることから、海への流出の可能性は低いものと評価。

#### (2) 地下貯水槽 (No. 3) からの漏えい

○ 地下貯水槽 (No. 3) の外側の水を 4 月 6 日に分析したところ、 $1.8 \times 10^{-1}$  ベクレル/ $\text{cm}^3$  の放射能濃度を検出。

○ 最外周のシートの内側の水を分析したところ、 $1.8 \times 10^3$  ベクレル/ $\text{cm}^3$  の放射能濃度を検出。

○ 地下貯水槽 (No. 2) のような水位低下は認められていない。

○以上のことから、地下貯水槽（No. 3）でも汚染水が少量漏えいしている。

## 2. 東京電力の対応

### (1) 地下貯水槽（No. 2）からの漏えい

○漏えいが確認された地下貯水槽内の汚染水を他の地下貯水槽に移送することとし、4月6日早朝、既設の移送ライン（移送容量：40m<sup>3</sup>/時間）を用いて隣接の地下貯水槽への移送を開始。

○その後、仮設の移送ライン（移送容量：168m<sup>3</sup>/時間）を追加し、4月6日昼頃からは合計208m<sup>3</sup>/時間で移送中。移送先は遠方にある地下貯水槽と上述の隣接貯水槽の2貯水槽。

○移送完了までは3日程度要する見込みで、4月9日に完了予定。

### (2) 地下貯水槽（No. 3）からの漏えい

○最も外側のシート（ベントナイトシート）からの漏えいは貯水槽（No. 2）よりも少なくわずかと考えられることから、サンプリングや水位測定の頻度を上げ監視を強化。

○また、地下貯水槽（No. 2）のような漏えい発生に備え、移送に必要な機材を確保するとともに移送先及び移送ルートについて検討中。

## 3. 原子力規制庁の対応

○原子力規制庁では、事業者からの連絡を受け、原子力規制庁職員が原子力規制委員長に直ちに連絡し、その指示を仰ぎながら対応。

具体的には、東京電力及び現地原子力規制事務所から汚染水移送やモニタリングの状況等について情報収集するとともに、以下の対応を東京電力に対して要請し、その実施状況を確認。

- －漏えいに対する監視強化のためのモニタリング計画を作成し、移送先の貯水槽も含め監視強化すること。
- －上記モニタリングに基づき、海への流出の有無を含め、漏水の拡散範囲の評価を行うこと。
- －漏えいが発生した他の地下貯水槽からの汚染水の移送能力を増強し、速やかに実施すること。

○現地原子力規制事務所の保安検査官が汚染水の移送状況や東京電力

の対応を継続的に確認。4月5日夜には漏えいが確認された地下貯水槽内の汚染水を早期に他の貯水槽に移送するよう指示したほか、汚染水の移送能力の増強も指示。

また、本日（4月7日）午前に、全ての地下貯水槽を使用できない場合の移送先の検討等を指示。

○また、委員長指示として、本日（4月7日）13時40分に東京電力に対し、地下貯水槽及び同貯水槽から漏えいした汚染水のモニタリングをしっかりと行うとともに、漏えいした汚染水が海洋などの敷地外へ流出しないよう万全を期すことを指示。

#### 4. 今後の対応

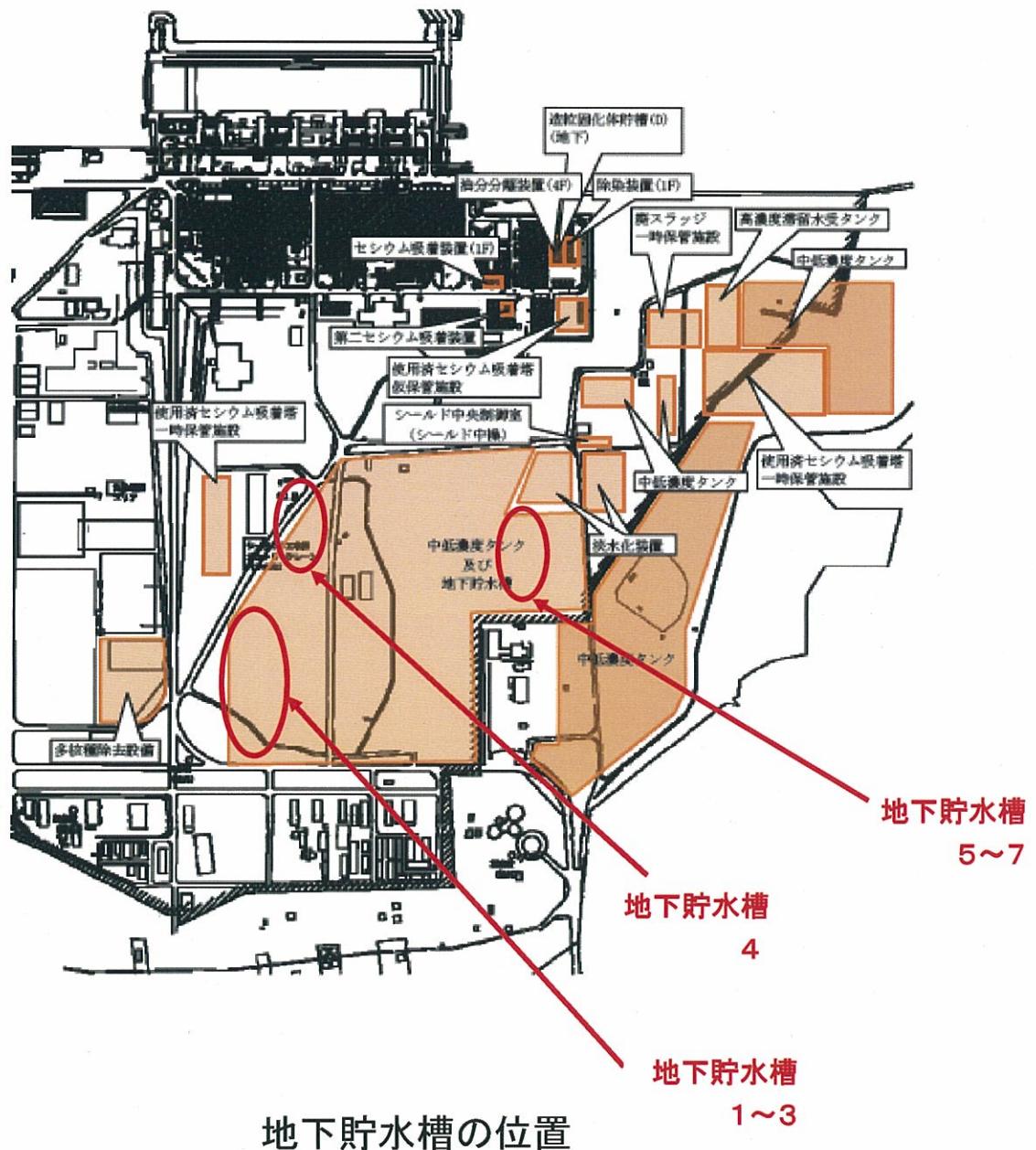
○東京電力に対して以下の対応を指示し、その実施状況や検討状況を厳格に確認していく。

- ① 地下貯水槽（No.2）汚染水の早急な移送の完了と移送先の地下貯水槽（No.1 及び No.6）の漏えいに関する厳格な監視（検知孔及びドレン孔）を実施すること。
- ② 漏えいが認められた地下貯水槽（No.3）の厳格な監視（検知孔及びドレン孔）を行うとともに、水位低下を生じるような漏えいが拡大した場合に速やかに移送できる資機材の確保等の移送手順を準備しておくこと。
- ③ 地下水のモニタリング等によって、漏えいした汚染水の環境への影響範囲を評価すること。
- ④ 地下貯水槽（No.2）からの移送完了後、漏えいの原因を早期に究明し再発防止対策を検討すること。
- ⑤ 漏えい原因が特定できておらず、他の地下貯水槽も漏えいの可能性が否定できないことから、地下貯水槽が使用できなくなった場合に備えた対応策を取りまとめること。
- ⑥ 汚染水の中長期にわたる管理・貯蔵については、早急に計画を見直し、今後とも安定的に十分な貯蔵容量を確保する計画を検討すること。

○これらの対応については特定原子力施設監視・検討委員会において確認していく。

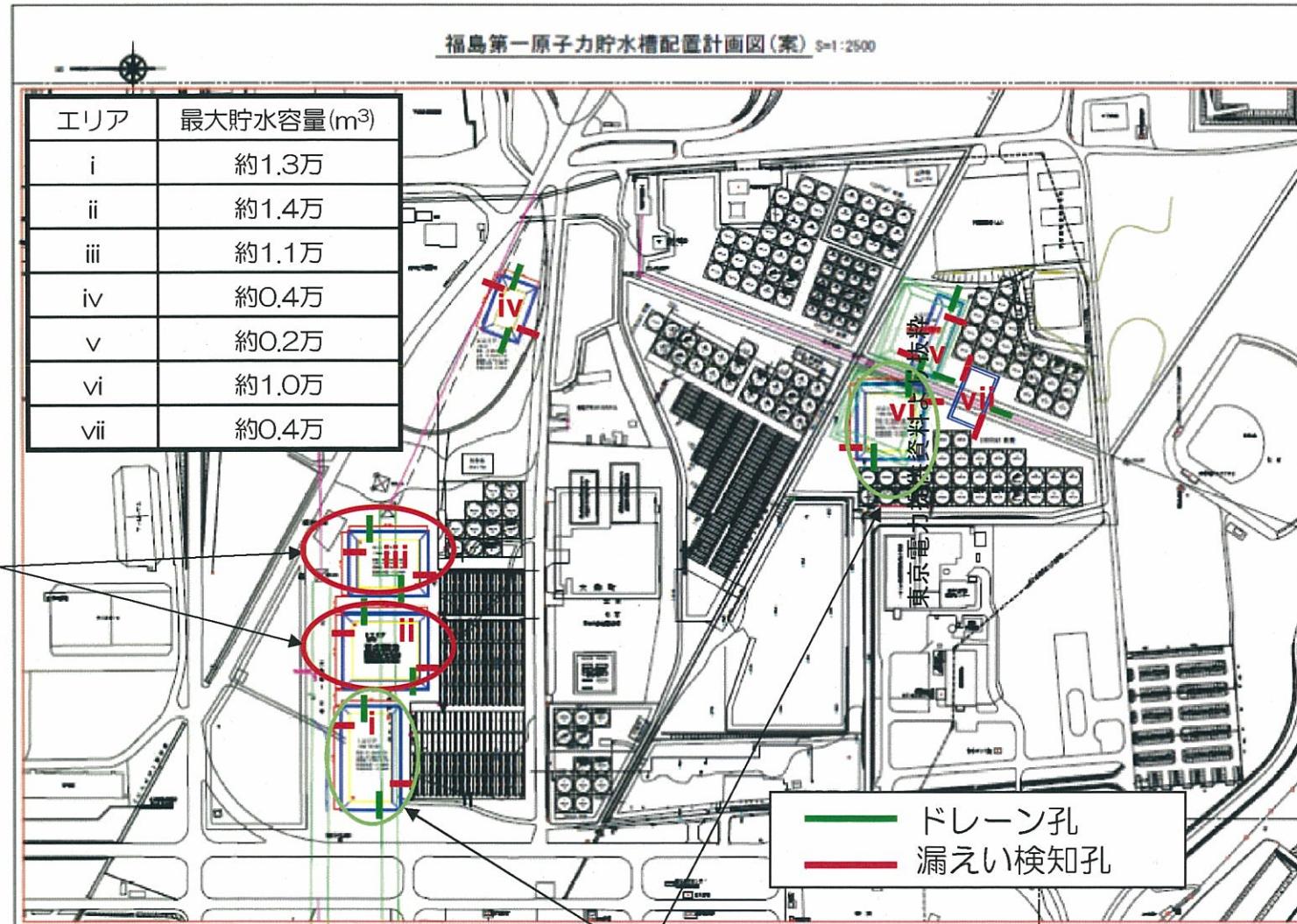
○3月18日に発生した停電事故を始め、最近、福島第一原子力発電所において事故・トラブル等が頻発していることから、4月10日開催予定の原子力規制委員会において対応を検討する。

(別紙)



実施計画書から抜粋したものに加筆

## 地下貯水槽の平面図

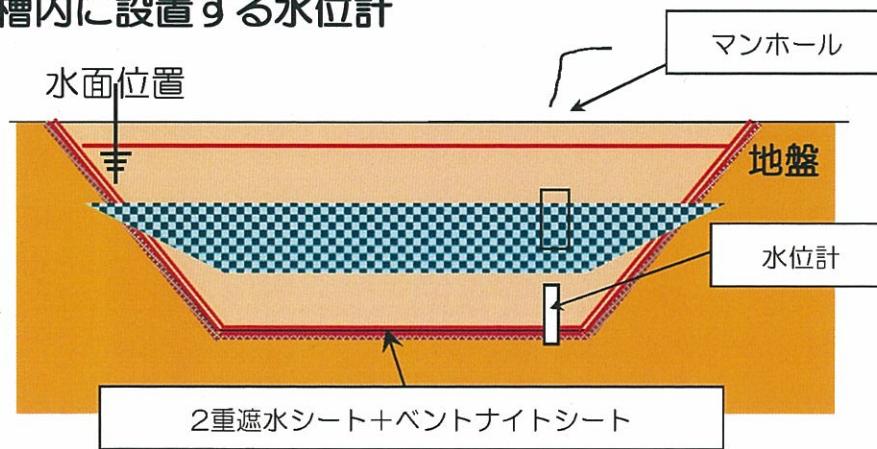


移送先貯水槽

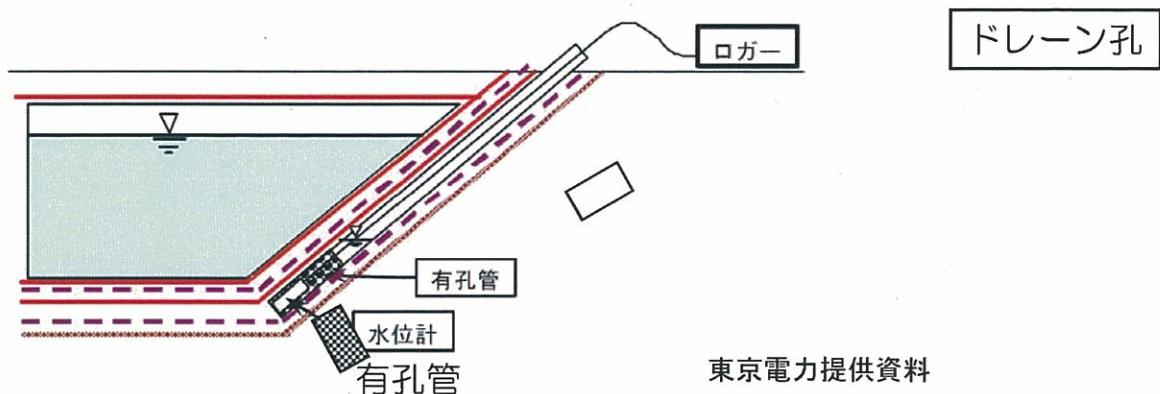
東京電力提供資料

## 漏えい検知システム概念図

### ① 地下貯水槽内に設置する水位計



### ② ベントナイトシートと遮水シートの間に設置する水位計



東京電力提供資料